

平成 22 年 3 月 26 日
健康福祉事業本部福祉部
在宅支援課

主任介護支援専門員の任期付採用について

1 経緯

平成 18 年度の介護保険法改正により、区市町村は地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談事業などを実施することとし、その体制整備のため、社会福祉士、保健師および主任介護支援専門員を配置することとなった。

練馬区では、4 つの総合福祉事務所に直営の地域包括支援センターを設置したが、区職員には主任介護支援専門員の有資格者がおらず、区内社会福祉法人等からの職員の派遣協力により運営を開始した。

平成 21 年度からは派遣期間の終了により主任介護支援専門員業務の委託を行ったが、業務の一体的な実施を図るため任期付職員の採用を行う。

2 内容

- (1) 採用日 平成 22 年 4 月 1 日
- (2) 任期 5 年間
- (3) 採用数 4 名
- (4) 職種等 一般事務（主任介護支援専門員資格を有する者） 係長級
- (5) 職務内容 区内 4 所ある高齢者相談センター（地域包括支援センター）の主任介護支援専門員として、法定事務を行うとともに、地域の介護支援専門員を始めとしたケアマネジメントに関する指導・助言等を行い、介護関係従事者の質の向上を図る。